

新型コロナウイルスの影響により県税の納付が困難な方へ

県税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、次の要件のすべてに該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、財務事務所までご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、換価の猶予を受けられる場合もあります。

内容（猶予が認められた場合）

- ① 原則として **1年間納税が猶予され、猶予期間の各月に分割して納付できます**。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ② **猶予期間中の延滞金が軽減（注）** されます。
（注）通常 年8.8% → 軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
年8.7% → 軽減後 年0.9%（令和4～5年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情に該当する場合は、延滞金なしで納税の猶予が認められる場合がありますので、財務事務所へのご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（徴収の猶予）

個別の事情	延滞金
● 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合	免除
● 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、県税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用	
● 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、県税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額	軽減 (注)
● 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、県税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額	

(注) 通常 年 8.8% → 軽減後 年 1.0% (令和 3 年中の利率)
 年 8.7% → 軽減後 年 0.9% (令和 4～5 年中の利率)

内 容（猶予が認められた場合）

- ① 原則として **1 年間納税が猶予され、猶予期間の各月に分割して納付できません。**（状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。）
- ② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶 予 の 申 請 方 法 等

- 「猶予申請書」及び「財産収支状況書」を財務事務所に提出してください。（様式は県HPから入手可能です。）
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いします。

※ 国税や社会保険料などの納税の猶予を受けた場合は、その猶予申請書及び許可通知書の写しの提出により「財産収支状況書」の提出を省略できます。